

## 議案第 35 号

### 北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

### 北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「建築主事」の次に「及び建築副主事」を加え、同項第 30 号ア中「次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額」を「第 28 号アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額」に改め、同号アの表を削り、同号イ中「次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額」を「第 28 号イに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額」に改め、同号イの表を削り、同号ウ中「次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額」を「第 28 号ウに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額」に改め、同号ウの表を削り、同項第 31 号イ中「適合している」を「定める基準に適合する」に改め、同号ウ中「ア以外の場合」を「アに規定する場合以外の場合」に改め、同号エ及びオ中「適合している」を「定める基準に適合している」に改め、同項第 33 号イ及びウ中「適合している」を「定める基準に適合する」に改め、同号エ及びオ中「適合している」を「定める基準に適

合している」に改め、同項第34号イ及びウ中「適合するもの」を「適合するとき 次の（ア）及び（イ）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（ア）及び（イ）に定める額」に改め、同項第36号中「認定申請手数料」を「認定申請手数料 申請1件につき次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める額」に改め、同号ア中「場合」を「場合 次の（ア）及び（イ）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（ア）及び（イ）に定める額」に改め、同号イ中「ア以外の場合」を「アに規定する場合以外の場合 次の（ア）及び（イ）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（ア）及び（イ）に定める額」に改める。

第2条第1項中第87号を第89号とし、第57号から第86号までを2号ずつ繰り下げ、第56号の次に次の2号を加える。

(57) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定を申請する場合の手数料の額 認定申請1件につき 27,000円

(58) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定を申請する場合の手数料の額 認定申請1件につき 27,000円

第2条第4項中「第1項第57号」を「第1項第59号」に改め、同条第5項中「第1項第58号及び第59号」を「第1項第60号及び第61号」に改める。

第3条中「前条第1項第57号から第59号まで」を「前条第1項第59号から第61号まで」に改める。

第5条第8項中「第2条第1項第60号から第87号まで」を「第2条第1項第62号から第89号まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。